

○事務事業、補助金等の適正化の検討概要

◆1 事務事業の適正化の検討について

1 目的について

行政サービスの達成状況を必要性、有効性、効率性の観点から評価することにより、行政運営の効率化、限られた資源(人材・財源等)の有効活用、職員の意識改革などを図ることを目的とする。

2 適正化を検討する対象事業について

(1) 事業の区分

一般会計における全ての事業を下表の基準に分類し、政策的経費(A)の事業を対象とした。なお、18 節「負担金、補助及び交付金」として計上されている事業は、補助金等の適正化を検討するため、事務事業の適正化の対象の対象外とする。

区分		内 容
A	政策的経費	政策的な判断のもと、市の裁量で事業の適否や実施内容などを調整できるもの
B	経常的経費	維持管理費や対外的な負担金等、一定のルールに基づき経常的に支出を行うもの
C	義務的経費	法定の扶助費や人件費、公債費が該当し、その支出が義務づけられ任意に削減できないもの
D	臨時的経費	施設整備や計画策定など、単年若しくは数年で完了する事業などで、一時的、不規則的に支出を行うもの

3 評価シートの作成について

(1) 事務事業の適正化を検討する対象事業の選定

上記「2 適正化を検討する対象事業について」の基準をもとに、適正化を検討する対象事業は、企画財政課で選定し、所管課に照会を行う。

(2) 適正化を検討するための評価シートの作成・評価

適正化を検討する対象となった事業のみ所管課においてシートを作成する。

評価にあたっては、成果指標による定量的な評価と、数値では測れない定性的な評価の組み合わせとし、必要性、有効性、効率性の3つの視点で検証する。

①必要性 市が事業を実施する必要があるか、市民の利益となるか、社会的要請や市民ニーズの状況から見直す必要はないかなど。

②有効性 事業が総合計画に位置付けられた施策等の実現に貢献しているか、また、指標として設定した目標値がどれだけ達成できたのかなど。

- ③効率性 行政サービスに要したコストに見合った結果が出ているか、実施方法に無駄はないか、成果の向上やコスト削減の余地はないかなど。

4 評価の実施方法について

(1) 評価の実施方法

一次評価:所管課で行う。

二次評価:副市長を委員長とする事務事業等適正化委員会(庁内組織)で行う。

最終評価:庁議で最終評価を決定する。

なお、評価は「拡充」、「継続」、「改善」、「縮小」、「廃止」の5段階で行う。

(2) 次年度以降の予算編成への反映

最終評価の結果により、次年度以降の予算編成には次のように反映する。

区分	内 容
拡充	対象や手法等を拡充することにより、成果の向上を目指すため拡充要求を認めるもの。
継続	事業の内容を現状規模で維持し、継続要求を認めるもの。
改善	対象や手法等を見直すことにより、事業の内容を改善することで継続要求を認めるもの。
縮小	対象や手法等の絞込み等により、事業の内容を縮小することで継続要求を認めるもの。
廃止	事業を廃止するもの。または、同内容での実施は認めないもの。

◆2 補助金等の適正化の検討について

1 目的について

補助目的の達成状況を公益性、有効性、妥当性などの観点から評価することにより、補助金等のより一層の適正化を図ることを目的とする。

2 適正化を検討する対象補助金等について

(1) 補助金等の区分

一般会計の歳出予算において 18 節「負担金、補助及び交付金」として計上されているもののうち、適正化を検討する対象補助金等は、「補助金」及び「交付金」とした。なお、法令又は契約等によって義務的に本市が負担することとなる「負担金」等は対象外とし、「市独自の制度に基づく補助金等」(A)及び「国・県等の制度に基づく補助金等(市負担あり)」(B)を評価の対象とした。

区分		内 容
A	市独自の制度に基づく補助金等	本市独自の補助制度に基づき補助するもの
B	国・県等の制度に基づく補助金等(市負担あり)	国や県などの補助制度に基づき補助するもの。 ※制度上、市も協調して補助することが定められているものなど、市の負担があるもの
C	国・県等の制度に基づく補助金等(市負担なし)	国や県などの補助制度に基づき補助するもの。 ※制度上、市を経由して補助するもので、実施的に市の負担がないもの

3 評価シートの作成について

(1) 補助金等の適正化を検討する補助金等の選定

上記「2 適正化を検討する対象補助金等について」の基準をもとに、適正化を検討する補助金等は、企画財政課で選定し、所管課に照会を行う。

(2) 適正化を検討するための評価シートの作成・評価

評価シートは、適正化を検討する対象となった補助金等のみ所管課において作成する。補助金等の適正化の評価にあたっては、成果指標による定量的な評価と、数値では測れない定性的な評価の組み合わせとし、公益性、公平性、有効性、透明性、妥当性の5つの視点について検証する。

4 評価の実施方法について

(1) 評価の実施方法

一次評価:所管課で行う。

二次評価:副市長を委員長とする事務事業等適正化委員会(庁内組織)で行う。

最終評価:庁議で最終評価を決定する。

なお、評価は「拡充」、「継続」、「改善」、「縮小」、「廃止」の5段階で行う。

(2) 次年度以降の予算編成への反映

最終評価の結果により、次年度以降の予算編成には次のように反映する。

区分	内 容
拡充	さらに効果の向上を目指すため、対象や手法等を拡充するための要求を認めるもの。
継続	必要性や効果が確認できるため、継続要求を認めるもの。
改善	効果が低減しているため、対象や手法等を見直すことにより、制度を改善することで継続要求を認めるもの。
縮小	効果が低減しているため、対象や手法等の絞り込み等により、制度を縮小することで継続要求を認めるもの。
廃止	必要性や効果が乏しい又は確認できないため、補助金等を廃止するもの。または、同内容での実施は認めないもの。